

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条
に定める書面)

2021 年 9 月 1 日

株式会社ヤマダホールディングス
株式会社大塚家具

2021年9月1日

株式交換に係る事後開示事項

群馬県高崎市栄町1番1号
株式会社ヤマダホールディングス
代表取締役社長兼COO 三嶋 恒夫

東京都江東区有明三丁目6番11号
株式会社大塚家具
代表取締役会長兼社長 三嶋 恒夫

株式会社ヤマダホールディングス（以下「ヤマダホールディングス」といいます。）及び株式会社大塚家具（以下「大塚家具」といいます。）は、2021年6月9日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2021年9月1日を効力発生日として、ヤマダホールディングスを株式交換完全親会社とし、大塚家具を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関し、会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2021年9月1日
2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定により本株式交換の差止請求を行った大塚家具の株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

大塚家具は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 8 月 11 日付で、大塚家具の株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全親会社であるヤマダホールディングスの商号及び住所並びに買取口座を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項の規定により株式買取請求を行った大塚家具の株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

大塚家具は、会社法第 787 条第 3 項及び第 4 項の規定により、2021 年 8 月 11 日付で、大塚家具の新株予約権者に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社となるヤマダホールディングスの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。が、会社法第 787 条第 1 項の規定により新株予約権の買取請求を行った大塚家具の新株予約権者はおりませんでした。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

ヤマダホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第 796 条の 2 の規定による本株式交換の差止請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続の経過

ヤマダホールディングスは、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、2021 年 7 月 31 日付で、ヤマダホールディングスの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全子会社である大塚家具の商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。

なお、ヤマダホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく本株式交換を行ったため、同第 797 条第 1 項の規定による株式買取請求に係る手続について、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はありません。
4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
（会社法施行規則第 190 条第 4 号）
本株式交換によりヤマダホールディングスに移転した大塚家具の株式の数は
27,886,246 株です。
5. その他本株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）
- (1) ヤマダホールディングスは、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式
交換契約について同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受ける
ことなく本株式交換を行いました。
なお、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に反対する旨を通知したヤ
マダホールディングスの株主は 1 名であり、その有する株式の数は 6,700 株でし
た。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に定める数を下回ります。
- (2) 大塚家具は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2021 年 7 月 29 日開催の定
時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を受けております。
- (3) ヤマダホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換によりヤマダ
ホールディングスが
大塚家具の発行済株式（但し、ヤマダホールディングスが保
有する大塚家具の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基
準時」といいます。）における大塚家具の株主（但し、後記（6）に記載の大塚家
具の自己株式が消却された後の株主をいい、ヤマダホールディングスを除きま
す。）に対して、その保有する大塚家具の普通株式 1 株につきヤマダホールディ
ングスの普通株式 0.58 株の割合をもって、ヤマダホールディングスの普通株式を
割当交付いたしました。なお、ヤマダホールディングスが割当交付した普通株式
の数の合計は 16,174,022 株であり、その全てをヤマダホールディングスが保有す
る自己株式により充当したため、新たな株式の発行は行っておりません。
- (4) ヤマダホールディングスは、本株式交換に際して、基準時における大塚家具の
新株予約権原簿に記載又は記録された大塚家具の第 1 回新株予約権及び第 2 回新
株予約権の新株予約権者に対して、その保有する大塚家具の第 1 回新株予約権 1
個につきヤマダホールディングスの第 1 回新株予約権 1 個の割合をもって、ま
た、その保有する大塚家具の第 2 回新株予約権 1 個につきヤマダホールディ
ングスの第 2 回新株予約権 1 個の割合をもって、ヤマダホールディングスの第 1 回新

株予約権及び第 2 回新株予約権をそれぞれ割当交付いたしました。なお、ヤマダホールディングスが割当交付した第 1 回新株予約権の数は 65,000 個、第 2 回新株予約権の数は 18,000 個です。また、大塚家具の第 3 回新株予約権については、ヤマダホールディングスがその全てを保有しているため、その新株予約権者であるヤマダホールディングスに対してヤマダホールディングスの新株予約権の割当交付を行いませんでした。

- (5) 本株式交換により、ヤマダホールディングスの資本金、資本準備金及び利益準備金の額に変更はありません。
- (6) 大塚家具は、2021 年 8 月 11 日開催の取締役会の決議により、基準時において大塚家具が保有していた自己株式 470,054 株の全部を、基準時において消却いたしました。
- (7) 大塚家具の普通株式は、株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場において、2021 年 8 月 30 日付で上場廃止となりました。

以 上